

くらしゆうゆう通信

Life Information YOU・YOU

2011年 秋号

INDEX

11月1日は計量記念日です	P1	マンション悪質勧誘の規制が強化されました	P2
米粉麺の試買・調理テストをしました	P1	最近の相談事例から	P3
米の産地情報の伝達が義務付けられました	P2	多重債務の相談はこちらまで	P3
使い捨てライター等の販売が規制されました	P2	7～9月生活関連物資の小売価格変動調査結果	P4

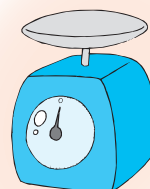
11月1日は計量記念日です

◆正確な計量は、私たちの生活の基本です

私たちの身の回りでは、ガス・水道・電気の使用量、スーパーマーケットでの肉や魚の計量、タクシー料金・ガソリン料金の計算などに様々な計量器が使われています。

私たちの暮らしが安全で快適であるためには、これらの計量器が正確に作動し、正しく使われることが不可欠です。そのため、「計量法」では、適正な計量の実施の確保について定められています。

国では、平成5年11月1日に現在の計量法が施行されたことにちなんで、11月1日を「計量記念日」、11月を「計量強調月間」として、計量法の適切な実施とともに計量思想の普及・啓発に努めています。



◆はかりの定期検査を受けましょう

取引・証明に使用するはかりは、県又は特定市（新潟市・長岡市・上越市）が実施する2年に1回の定期検査を受ける必要があります。対象となるお店はスーパー、小売店、荷物運送業者、宅配便取次店、薬局などです。

■■■■ 米粉麺の試買・調理テストをしました ■■■■

新潟市消費者協会では、食料自給率向上のため小麦粉消費の10%以上を米粉に置き換える国民的なプロジェクト「R10プロジェクト」で今注目されている米粉麺のテストを実施しました。米粉麺を調理・試食し、食味と価格を評価するアンケート調査及びモニター調査です。概要は以下のとおりです。

微細粉の米粉からうどん、ラーメンなどが作られ今話題になっています。私たちの食生活も一日1回～2回は粉からできた食品（パン、うどんなど）を食べる傾向になってきています。そこで、米粉を使った「うどん」6商品の食味、価格などについてモニター50名に試食・調理をしてもらい、その結果として、販売店・製造元、行政及び消費者への提言をまとめてもらいました。

調査結果の詳細は、新潟市消費生活センターのホームページ（<http://www.city.niigata.jp/info/shohi/dantai/komekomentesuto.pdf>）でご覧下さい。



米の産地情報の伝達が義務付けられました

平成 23 年 7 月から一般消費者に米・米加工品を販売する場合は「米トレーサビリティ法」により産地情報の伝達が義務付けられました。



小売店では

- 商品の包装に産地情報を記載 (〇〇県産)、(国産、〇〇国産)
- 商品の包装に産地を知ることができる方法を記載 (原料米の産地情報については、お客様相談窓口へお尋ねください。フリーダイヤル 0120-XXXX-XXXX)

外食店では

- 店内に産地情報を掲示 (当店のごはんは、〇〇県産の米を使用しています。)
- 店内に産地を知ることができる情報を掲示 (産地情報については、店員にお尋ねください。)
- メニューに産地情報を記載 (当店でごはん・定食に使用しているお米は、全て〇〇県産です。)

「米トレーサビリティ法」とは

- 正式名称 「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」
- 目的：お米、米加工品に問題が発生した際に流通ルートをややくに特定するため
- 義務：1. 取引等の記録の作成・保存 (平成 22 年 10 月 1 日～) 生産から販売・提供までの各段階を通じ、取引等の記録を作成・保存
2. 産地情報の伝達 (平成 23 年 7 月 1 日～) 一般消費者に産地情報を伝達



平成23年9月27日以降、使い捨てライター等の販売が規制されました

子どもの火遊び事故が多発したことから、消費生活用製品安全法に基づき、特定のライター（使い捨てライターと多目的ライター（点火棒））が、消費者に危害を及ぼすおそれが多い特別特定製品として指定されたことに伴い、9 月 27 日から PSC マークのないものは販売できなくなりました。

子どもが簡単に操作できないようにするチャイルドレジスタンス (CR) 機能の措置について、第三者機関により検査が義務付けられ国の基準に適合していれば「PSC マーク」を付けて販売できます。

「特定製品」の指定による安全規制 (PSC マーク制度)

消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多い製品については、国の定めた技術上の基準に適合した旨の PSC マークがないと販売できず、マークのない製品が市中に出回った時は、国は製造事業者等に回収等の措置を命ずることができます。

これらの規制対象品目は、製造又は輸入事業者に、技術基準適合の自己確認が義務づけられている**特定製品**と、その中でさらに第三者機関の検査が義務づけられている**特別特定製品**があります。

○特定製品の例



- 圧力なべ、高圧力になる炊飯器、
- オートバイ乗車用ヘルメット、石油給湯機、
- 石油ふるがま、石油ストーブなど

○特別特定製品の例



- レーザーポインター、レーザー光を放出するおもちゃ、ジェットバス、24 時間風呂、
- ライター、多目的ライターなど

マンション悪質勧誘の規制が強化されました

「断ったにもかかわらずしつこく電話をかけてくる」、「長時間にわたって電話を切らせてくれなかった」、「脅迫めいた発言があった」などの、悪質な勧誘行為の実態を踏まえ、平成 23 年 10 月 1 日付けで、宅地建物取引業法施行規則が一部改正され、以下の事項が明文化されました。

- 勧誘に先立って宅地建物取引業者の商号又は名称、勧誘を行う者の氏名、勧誘をする目的である旨を告げずに、勧誘を行うことを禁止

- 相手方が契約を締結しない旨の意思（勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、勧誘を継続することを禁止
- 迷惑を覚えさせるような時間の電話又は訪問による勧誘を禁止

契約の意思がない場合は、はっきりと「いらない」とか「必要がない」と断ってください。

電話を切った後すぐ電話がかかってくる、断り続けてください。また相手方とは絶対に会わないことです。困った場合は消費生活センターにご相談ください。

最近の相談事例から

その1 「劇場型の利殖商法」

- Q.**
- ① 突然、知らない会社から「70万円で買い取るから、別の会社から送付された1口30万円の自動車部品会社へ出資をしてくれ。」と言われたが、不審だ。
 - ② 「100人限定で社債の案内をした。元本保証で5パーセントの配当があり、定期預金のような。」と言う。数社からその社債をほしいとの電話もあり買いたいが、信用して大丈夫か。

A. 利殖関係の相談が、昨年から100件を超えています。こういったものの多くは、パンフレットを送り、「高値で買い取る」、「代わりに買って」などと、複数の業者が登場する劇場型の詐欺的商法だと思われるので、勧誘されても、はっきり断るか無視することが一番の対処法です。

その2 「貴金属等の買い取りサービス」

Q. 突然自宅を訪問し、「金やプラチナ等の不要な貴金属はないか。」と言われ「ない」と断ったが、「何かないか、どんなものでもいいから。」と言うので気の毒になりアクセサリー2個を出した。2個で2,000円渡され、領収書に氏名と住所を書かされた後、貴金属を持ち帰った。個人情報が悪用されないか不安だ。

A. 強引な押し買いの相談が、平成22年度から23年度にかけて10数件あり、現在も増えています。

買い取ってもらえないなら、毅然と断りましょう。後から返品してほしいと申し出ても、いったん業者に引き渡された物品を取り戻すことは極めて困難であるため、契約する際は、他店等と比較するなど十分慎重に検討しましょう。

契約前には、古物商許可証等の提示を求め、業者の名前や住所など内容を確認し書き留めておきましょう。なお、古物商が1万円以上の買い取りをする時には、相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確認することが、盗品防止のため古物営業法により義務付けられています。

また、買い取り価格が適正かどうかのその場で判断することは非常に難しいため、後から後悔しないよう、買い取り価格の計算根拠や買い取り条件を確認した上で書面にしてもらい、控えを受け取っておきましょう。

困った時には、消費生活センターや警察に相談してください。

多重債務の相談はこちらまで

多重債務は必ず解決できます。一人で悩まず、早めにご相談ください。

債務整理に向け、弁護士や司法書士などの専門家へ繋ぐなど、債務整理に向けた助言・指導を行います。

新潟市消費生活センター 相談専用電話
025-228-8100

※多重債務相談の受付時間は、平日の午前9時から午後4時まで（祝日、年末年始を除く）

土・日曜日は隔週ですので、電話で確認してください。

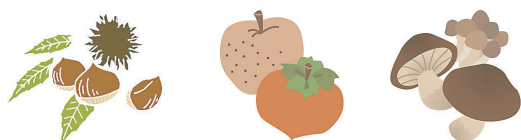
主な多重債務相談窓口

相談窓口	所在地・電話番号	受付時間
財務省 関東財務局 新潟財務事務所	新潟市中央区管所通 2番町692-5 025-229-2788	月曜日～金曜日 8:30～12:00 13:00～16:30
新潟県弁護士会 多重債務相談センター	新潟市中央区学校町 通1番町1 025-222-5533	月曜日～金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00
新潟県司法書士会 多重債務ホットライン	新潟市中央区古町通 13番町5160 025-225-9333	月曜日～金曜日 10:00～12:00 13:00～16:00
財団法人 日本クレジット カウンセリング協会 新潟センター	新潟市中央区東大通2丁目 5-8 東大通野村ビル4階 025-248-3311	月曜日～金曜日 10:00～12:40 14:00～16:40

(※いずれも祝日、年末年始を除く)

7月～9月 生活関連物資の小売価格変動調査結果

品名	7月	8月	9月	月平均	最高値	最低値
キャベツ 100g	16	12	10	13	16	10
にんじん 100g	29	34	31	31	34	29
ばれいしょ 100g	29	25	26	27	29	25
たまねぎ 100g	18	20	21	20	21	18
長ネギ 100g	61	57	57	58	61	57
レタス 100g	34	31	59	41	59	31
トマト 100g	50	64	80	65	80	50
だいこん 100g	15	12	13	13	15	12
ほうれん草 100g	85	91	92	89	92	85
りんご 100g	43	53	47	48	53	43
バナナ 100g	24	26	25	25	26	24
豚肉 国産コース 100g	217	230	212	220	230	212
牛肉 国産コース 100g	653	573	717	648	717	573
牛肉 輸入コース 100g	196	191	223	203	223	191
鶏肉 国産もも肉 100g	111	130	119	120	130	111
鶏卵 L玉 10個	174	181	180	178	181	174
牛乳 1ℓ	180	186	188	185	188	180
米 こしひかり 100% 5kg	2,059	2,097	2,144	2,100	2,144	2,059
米 こしひかり以外 5kg	1,722	1,713	1,855	1,763	1,855	1,713
バター 100g	196	192	192	193	196	192
マーガリン 100g	75	76	89	80	89	75
砂糖 1kg	198	187	194	193	198	187
小麦粉 1kg	190	196	203	196	203	190
食用油 1kg	294	298	301	298	301	294
しょう油 1ℓ	276	253	268	266	276	253
ソース 300ml	171	175	182	176	182	171
マヨネーズ 500g	267	261	256	261	267	256
味噌 1kg	427	419	429	425	429	419
台所用洗剤 260ml～280ml	156	161	164	160	164	156
洗濯用洗剤 1.0kg	305	310	318	311	318	305
ティッシュペーパー 1箱	60	62	60	61	62	60
ポリ袋 45ℓ 10枚組	130	136	165	144	165	130
トイレトペーパー 12ロール1パック	367	373	359	366	373	359
ラップフィルム 30cm×20m	144	145	145	145	145	144



発行／新潟市消費生活センター

〒951-8507
 新潟市中央区西堀前通6番町894番地1
 (新潟地下街 西堀口一サ内)
 TEL 025-228-8102 FAX 025-228-8108
 E-mail shohi@city.niigata.lg.jp